

日医発第 1946 号（健Ⅱ）

令和 8 年 3 月 5 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
笹本 洋一

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛に標記の通知がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、予防接種法施行規則の一部を改正する省令の公布がなされ、本年 2 月 27 日より施行することを通知するものです。

改正の概要は、予防接種法に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、水痘及び帯状疱疹の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレ症候群」であって、接種から 28 日以内に確認されたものを追加することです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和8年2月27日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部予防接種課
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、別添のとおり、「予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について(施行通知)」(令和8年2月27日付け厚生労働省発感0227第76号厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長通知)について、各都道府県知事、各市町村長及び各特別区長に対し通知しました。

つきましては、円滑な施行に向け、貴会及び地域医師会におかれましても、格段の御協力をお願いいたします。

感発 0227 第 76 号
令和 8 年 2 月 27 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則の一部を改正する省令の施行について（施行通知）

予防接種法施行規則の一部を改正する省令（令和 8 年厚生労働省令第 19 号）については、令和 8 年 2 月 27 日に公布され、同日に施行されるところである。

その改正の内容は下記のとおりであるので、十分了知の上、関係機関等に対する周知方お願いする。

記

第 1 改正の概要

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 12 条第 1 項に基づき厚生労働大臣に報告すべき症状のうち、水痘及び帯状疱疹^{ほうしん}の予防接種を受けたことによるものと疑われる症状として、「ギラン・バレ症候群」であって、接種から 28 日以内に確認されたものを追加する。

第 2 施行期日

公布の日（令和 8 年 2 月 27 日）

以上